

第18期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項 ②

法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の
当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様を提供しております。

事業報告

- ・新株予約権等に関する事項 1 頁
- ・業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要 ... 3 頁

計算書類

- ・株主資本等変動計算書 7 頁
- ・個別注記表 8 頁

マックスバリュ九州株式会社

■新株予約権等に関する事項
 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の状況

発 行 回 次		第 1 回 (2012年度) 新株予約権	第 2 回 (2013年度) 新株予約権
発 行 決 議 日		2013年 4 月 9 日	2014年 4 月 8 日
新 株 予 約 権 の 数		217個	113個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 21,700株 (新株予約権 1 個につき100株)	普通株式 11,300株 (新株予約権 1 個につき100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引き換えに金銭の払い込みは要しない	新株予約権と引き換えに金銭の払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される 財 産 の 価 額		1 株当たりの払込金額 1 円に「新株予約権の数」に定める新株予約権 1 個当たりの株式を乗じた金額	1 株当たりの払込金額 1 円に「新株予約権の数」に定める新株予約権 1 個当たりの株式を乗じた金額
権 利 行 使 期 間		2013年 6 月10日から 2028年 6 月 9 日まで	2014年 6 月10日から 2029年 6 月 9 日まで
行 使 の 条 件		(注)	(注)
役 員 の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 17個 目的となる株式数 1,700株 保有者数 1 名	新株予約権の数 9 個 目的となる株式数 900株 保有者数 1 名

発 行 回 次		第 3 回 (2014年度) 新株予約権	第 4 回 (2015年度) 新株予約権
発 行 決 議 日		2015年 4 月 9 日	2016年 4 月13日
新 株 予 約 権 の 数		101個	183個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 10,100株 (新株予約権 1 個につき100株)	普通株式 18,300株 (新株予約権 1 個につき100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引き換えに金銭の払い込みは要しない	新株予約権と引き換えに金銭の払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される 財 産 の 価 額		1 株当たりの払込金額 1 円に「新株予約権の数」に定める新株予約権 1 個当たりの株式を乗じた金額	1 株当たりの払込金額 1 円に「新株予約権の数」に定める新株予約権 1 個当たりの株式を乗じた金額
権 利 行 使 期 間		2015年 6 月10日から 2030年 6 月 9 日まで	2016年 6 月10日から 2031年 6 月 9 日まで
行 使 の 条 件		(注)	(注)
役 員 の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 9 個 目的となる株式数 900株 保有者数 1 名	新株予約権の数 17個 目的となる株式数 1,700株 保有者数 1 名

発行回次		第5回(2016年度)新株予約権	第6回(2017年度)新株予約権
発行決議日		2017年4月12日	2018年4月11日
新株予約権の数		98個	109個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 9,800株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 10,900株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引き換えに金銭の払い込みは要しない	新株予約権と引き換えに金銭の払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たりの払込金額1円に「新株予約権の数」に定める新株予約権1個当たりの株式を乗じた金額	1株当たりの払込金額1円に「新株予約権の数」に定める新株予約権1個当たりの株式を乗じた金額
権利行使期間		2017年6月10日から 2032年6月9日まで	2018年6月10日から 2033年6月9日まで
行使の条件		(注)	(注)
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名	新株予約権の数 34個 目的となる株式数 3,400株 保有者数 2名

発行回次		第7回(2018年度)新株予約権
発行決議日		2019年4月10日
新株予約権の数		109個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 10,900株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引き換えに金銭の払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たりの払込金額1円に「新株予約権の数」に定める新株予約権1個当たりの株式を乗じた金額
権利行使期間		2019年6月10日から 2034年6月9日まで
行使の条件		(注)
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 86個 目的となる株式数 8,600株 保有者数 3名

(注) 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権を引き受けた取締役は、権利行使時においても当社の取締役または監査役の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役及び監査役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。
- ②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

■業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社が、会社の業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容及び運用状況の概要は、次のとおりです。

(1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①より良い地域社会との関係を構築するとともに、企業としての社会的責任を果たすためコンプライアンス経営を重要なものと位置付け、イオングループ共通のイオン行動規範を制定しています。
- ②当社の取締役会は、法令等遵守のための体制を含む内部統制システムの整備方針・計画について決定するとともに各主管部署から定期的に報告を受けます。
- ③当社はイオングループ全従業員を対象としたイオン株式会社の内部通報制度(イオン行動規範110番)にも参加しており、当社に関する事項は、当社の担当部署に報告されるほか、イオン株式会社の監査委員会にも報告されます。なお、通報者に対しては不利な取扱いを行いません。
- ④財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等に従い、財務報告に係る内部統制を整備し、適切な運用に努めるとともに、それを評価するための体制を確保します。
- ⑤反社会的勢力との関係遮断のため、社内体制の整備を行い、反社会的勢力からの不当な要求に対して会社をあげて組織的に対応する風土を醸成します。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の決定に関する記録については、社内規則に則り、作成、管理（アクセス・開示に関する事項を含む）、保存を行います。
- ②当社の取締役は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき、当社の社内規程に従い適切に保存及び管理を行います。
- ③個人情報保護については、個人情報コンプライアンスマニュアルに基づき対応しています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社の取締役は、取締役会の決定により、社員は職務責任権限規程に基づき、それぞれの職務の遂行に必要な権限を付与されるとともに、その範囲において職務の執行に伴うリスクを管理し、結果について責任を負います。
- ②当社の取締役会は、内部統制担当を選任し、各部門担当取締役とともに、カテゴリ毎のリスクを体系的に管理し、リスク管理の状況を取締役会またはその他重要な会議において定期的に報告します。
- ③当社の取締役は、自己の担当領域に係るリスクについて、規則・ガイドラインの制定、マニュアルの作成・配布、研修の実施等により全従業員に徹底します。
- ④当社の取締役会は、定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めます。
- ⑤災害、環境、コンプライアンス等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて規程・マニュアルの制定、配布を行い、研修の実施により全従業員に徹底します。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①業務の有効性と効率性を図る観点から、当社の経営に係る重要事項については経営会議及び取締役会において決定します。
- ②当社の取締役会等での決定に基づく業務執行は、代表取締役社長の下、各部署・店長らが迅速に遂行し、あわせて内部牽制機能確立するため、職務責任権限規程・個別職務責任権限基準表においてそれぞれの組織権限や実行責任者を明確にし、適切な業務手続を進めます。

(5) 当社及びその親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①イオングループ各社の関係部門が定期的に担当者会議を開催し、法改正対応の動向・対応の検討、業務効率化に資する対処事例の水平展開等を進めていきます。但し、具体的対応の決定については、各社の事情に応じて各社が自主決定するものとしており、当社としては水平展開候補事例の通知を受けるほか、コンプライアンス状況等に係る報告を適宜受ける体制とします。
- ②親会社との利益相反取引については、当社の利益を損なわない方策を講じます。
- ③当社の子会社に対しては、当社取締役会に営業・コンプライアンス・リスク管理に係る報告を求め、法改正対応の動向・対応の検討・業務効率の向上に関する情報共有を進める体制とします。
- ④当社は、当社子会社の業務の適正を確保するために、経営監査部が定期的に業務監査を実施するとともに、当社本社の管理担当部門が横断的に指導し、業務の適正化を推進します。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ、専任または兼任の従業員を監査役スタッフとして配置します。

(7) 使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社の監査役スタッフについては、取締役からの独立性を確保するため、その任命、解任、人事異動等については、監査役会の同意を得るものとします。

(8) 使用人に対する指示の実効性に関する事項

当社の監査役スタッフは、監査役の指揮命令に従うものとし、他部署の業務を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先するものとします。

(9) 当社の監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに監査役に報告します。
- ② 当社の常勤監査役は、監査計画案及び監査予算の策定、監査役会の運営・議事録作成等の業務を直接実施することにより、監査業務の独立性の確保を進めます。
- ③ 当社の常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議などの重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求めることとします。
- ④ 当社の監査役は、会計監査人から会計監査の方針及び内容について説明を受けるほか、適宜、情報の交換を行うなどの連携を図っていきます。
- ⑤ 当社及び当社子会社は、当社監査役へ報告をしたことを理由として、当該報告者に対して不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社子会社の取締役及び従業員等に周知徹底します。
- ⑥ 当社の監査役が、その職務の執行について予算外の費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

上記業務の適正を確保するための体制の当事業年度における運用状況の概要は次のとおりです。

①リスク管理に対する取り組み

当社のリスク管理体制は、商品の安全・品質、重大な災害・事故及び法令違反等のリスクが発生した場合に、適切かつ迅速な対応を取ることができるよう「リスク管理規程」を整備し、当社のリスクを統括的に管理しております。

②コンプライアンスに対する取り組み

コンプライアンスに係るリスクについては、それぞれの担当部署において規定・マニュアルを制定し対応するとともに、取締役や従業員を対象としたコンプライアンス研修を実施するなど、コンプライアンス意識の向上に取り組んでおります。

③リスク管理及びコンプライアンスへの取り組みを推進する会議体の再構築

上記取り組みの推進を強力に図るとともに、課題を明確にして取り組みのスピードを上げるために、従来の会議体から分離独立した「リスクマネジメント委員会」を毎月開催しており、当事業年度は12回開催しました。議長を代表取締役社長、メンバーを取締役、執行役員含む経営会議メンバーとし、重点取り組み課題の明示とその進捗状況の確認、対策検討を行っております。

④取締役の職務の執行について

当社は、原則として月1回取締役会を開催し、法令または定款に定められた事項及び経営上の重要事項を決定するとともに、業務執行に関する報告を受け、取締役及び執行役員の職務執行の監督を行っております。

⑤監査役の職務の執行について

当社の監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施しております。また、取締役会、経営会議等重要な会議への出席を通じて必要がある場合には意見を述べ、報告を受けるとともに、代表取締役、会計監査人並びに経営監査部との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

(注) 1. 事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨てております。

2. 売上高等の記載金額には消費税等は含まれておりません。

株主資本等変動計算書

(2019年 3 月 1 日から
2020年 2 月29日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金						自己 株式	株主資本 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金				利益剰余 金合計		
					固定 資産 積立	資 縮 金	別 積立	途 金			
当 期 首 残 高	1,612	1,457	1,457	72	9	7,800	3,254	11,137	-	14,206	
当 期 変 動 額											
新 株 の 発 行	14	14	14							29	
固定資産圧縮積立 金 の 取 崩					△1		1	-		-	
剰 余 金 の 配 当							△378	△378		△378	
当 期 純 利 益							1,228	1,228		1,228	
株主資本以外の項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)										-	
当期変動額合計	14	14	14	-	△1	-	851	849	-	879	
当 期 末 残 高	1,626	1,472	1,472	72	8	7,800	4,106	11,987	-	15,086	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	204	204	71	14,483
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				29
固定資産圧縮積立 金 の 取 崩				-
剰 余 金 の 配 当				△378
当 期 純 利 益				1,228
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純 額)	△47	△47	△9	△57
当期変動額合計	△47	△47	△9	821
当 期 末 残 高	156	156	62	15,305

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針)

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し売却原価は移動平均法により算定しております）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

・商品

売価還元原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・貯蔵品 最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

経済的耐用年数に基づく定額法

各資産別の経済的耐用年数として以下の年数を採用しております。

・建物

（営業店舗）

15年～34年

（建物附属設備）

3年～18年

・構築物

3年～30年

・車両運搬具及び工具器具備品

2年～20年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

④長期前払費用

契約期間等に応じた均等償却

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度に負担する金額を計上しております。

③役員業績報酬引当金

役員に対して支給する業績報酬の支出に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度に負担する金額を計上しております。

④店舗閉鎖損失引当金

店舗閉店に伴う損失に備えるため、退店時における中途解約金等の閉店関連損失見込額を退店意思決定時に計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号平成30年2月16日)を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

(貸借対照表に関する注記)

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

建物	339百万円
土地	1,304百万円
計	1,643百万円

②担保に係る債務

長期借入金(1年内返済予定を含む)	20百万円
-------------------	-------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 20,976百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
短期金銭債権 3百万円
短期金銭債務 142百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高
営業取引による取引高 318百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

株 式 の 種 類	当事業年度末の株式数 (千株)
普 通 株 式	7,582

(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株 式 の 種 類	当事業年度末の株式数 (千株)
普 通 株 式	—

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年4月10日 取締役会	普通株式	226	30	2019年 2月28日	2019年 5月7日
2019年10月9日 取締役会	普通株式	151	20	2019年 8月31日	2019年 10月23日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年4月10日 取締役会	普通株式	利益 剰余金	113	15	2020年 2月29日	2020年 4月27日

(4) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

	2013年 4月9日 取締役会 決議分	2014年 4月8日 取締役会 決議分	2015年 4月9日 取締役会 決議分	2016年 4月13日 取締役会 決議分	2017年 4月12日 取締役会 決議分	2018年 4月11日 取締役会 決議分	2019年 4月10日 取締役会 決議分
目的となる 株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる 株式の数	5,700株	3,000株	3,000株	7,400株	2,300株	5,700株	10,900株

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については、主として安全性の高い預金等の金融資産に限定し、資金調達については、銀行借入等による間接金融によっております。

営業債権である売掛金は、主としてクレジット会社等に対するもので、回収期間は短期であり、貸倒実績はありません。

投資有価証券は主として業務上の関係を有する会社の株式であり、時価のある株式については四半期毎に時価の把握を行っております。

差入保証金の一部については、抵当権、質権を設定するなど保全措置を講じております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、主に1年以内の支払期日です。

借入金は主として設備投資に係る資金調達であり、支払金利の変動リスクを回避するため固定金利により調達を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年2月29日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
現金及び預金	11,211	11,211	-
売掛金	2,502	2,502	-
投資有価証券	351	351	-
差入保証金 (1年内償還予定の差入保証金含む)	4,869	4,985	115
支払手形	(15)	(15)	-
買掛金	(16,477)	(16,477)	-
短期借入金	(100)	(100)	-
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	(210)	(209)	△0

(注) 1. 負債に計上されているものについては、()で示しております。

2. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1)現金及び預金、売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式等は取引所の価格によっております。

(3)差入保証金

差入保証金の時価については、契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値から貸倒見積高を控除した価額によっております。

(4)支払手形、買掛金及び短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額をリスクフリー・レートに信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

3. 非上場株式（貸借対照表計上額 6 百万円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「投資有価証券」には含めておりません。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
有形固定資産	1,405百万円
無形固定資産	112百万円
資産除去債務	360百万円
その他	217百万円
繰延税金資産 小計	2,094百万円
評価性引当額	△203百万円
繰延税金資産 合計	1,891百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	67百万円
資産除去債務に対応する除去費用	81百万円
その他	3百万円
繰延税金負債 合計	152百万円
繰延税金資産の純額	1,739百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

兄弟会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	イオンクレジットサービス株式会社	－	クレジット業務等委託	クレジット販売等の債権譲渡	78,896	売掛金	1,772
	イオンリテール株式会社	－	営業取引	商品仕入	11,895	買掛金	1,326
	イオントップバリュ株式会社	－	営業取引	商品仕入	12,871	買掛金	1,462
	イオンリカー株式会社	－	営業取引	商品仕入	5,582	買掛金	626

(注) 1. 上記の金額のうち、期末残高については消費税等が含まれており、取引金額のうち、クレジット販売等の債権譲渡を除き消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) クレジット販売等の債権譲渡については、一般取引条件を参考に決定しております。
- (2) 商品仕入については商品の仕入価格、代金決済方法等については市場価格、総原価、業界の商習慣等を考慮し、交渉のうえ、一般的な取引条件と同様に決定しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,010円40銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 162円12銭 |

（重要な後発事象に関する注記）

（合併契約締結について）

当社、イオン九州株式会社（以下「イオン九州」といいます。）、イオンストア九州株式会社（以下「ＡＳ九州」といいます。）及びイオン株式会社（以下「イオン」といいます。）は、2018年10月10日に当社、イオン九州及びＡＳ九州の経営統合（以下「本経営統合」といいます。）に関する基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）を締結し、本経営統合に関する協議を進めてまいりました。

本基本合意書に基づき、当社、イオン九州及びＡＳ九州は、2020年9月1日（予定）を効力発生日として、イオン九州を存続会社とする合併を実施することを、2020年4月10日開催のそれぞれの取締役会にて決議し、吸収合併契約を締結いたしました。なお、本合併の効力発生日（2020年9月1日予定）に先立ち、当社の普通株式は、株式会社東京証券取引所において、2020年8月28日付で上場廃止（最終売買日は2020年8月27日）となる予定です。

１．合併の目的

食品・非食品各分野における仕入規模の拡大による価格訴求力の強化等のメリットを享受できること、当社のローコストオペレーションを、イオン九州、ＡＳ九州に波及させることで、今後の業績改善をより堅調に進めること、また、本社機能の集約・経営資源の最適配分を行うことが、シナジーの発揮に繋がり、統合会社全体の企業価値向上のためにも非常に有益であると判断いたしました。

特に、食品の分野においては、お客さまの食に対する志向の多様化やデジタル化に対応し、九州の食文化の向上に資することにより、九州エリアにおいて「リーディングカンパニー」となる市場シェアNo.1を目指して相互の経営資源・ノウハウの共有化を推進し、「食」に関するあらゆるニーズを満たす「フードソリューション企業」を目指してまいります。具体的には、統合シナジーを発揮し、商品調達力を上げ、より激化する競争環境に打ち勝つための価格訴求力の強化、物流やシステムをはじめとするインフラ投資の効率化を進めてまいります。

２．合併の方法

①当社とイオン九州の合併（以下「本合併」といいます。）

当社及びイオン九州は、イオン九州を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併の方式により実施いたします。

②イオン九州とＡＳ九州の合併（以下「AS九州合併」といいます。）

イオン九州及びＡＳ九州は、イオン九州を吸収合併存続会社、ＡＳ九州を吸収合併消滅会社とする吸収合併の方式により実施いたします。

3. 合併後の企業の名称 イオン九州株式会社

4. 本経営統合の日程

本基本合意書締結日（当社、イオン九州、A S九州）	2018年10月10日
本件取引に関する取締役会決議日（当社、イオン九州、A S九州）	2020年4月10日
本合併契約及びA S九州合併契約締結日（当社、イオン九州、A S九州）	2020年4月10日
定時株主総会における本合併及びA S九州合併契約承認決議日（イオン九州）	2020年5月14日（予定）
定時株主総会における本合併契約承認決議日（当社）	2020年5月14日（予定）
定時株主総会におけるA S九州合併契約承認決議日（A S九州）	2020年5月14日（予定）
最終売買日（当社）	2020年8月27日（予定）
上場廃止日（当社）	2020年8月28日（予定）
本件取引の効力発生日	2020年9月1日（予定）

5. 本合併に係る事項

（1）本合併に係る割当ての内容

当社の普通株式1株に対して、イオン九州の普通株式1.5株を割当て交付いたします。なお、上記の本合併比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。

（2）算定に関する事項

本合併における合併比率その他本合併の公正性を担保するため、当社は株式会社アーワ・フィナンシャル・インテリジェンス、イオン九州はS M B C日興証券株式会社を、それぞれ第三者算定機関として選定し、検討いたしました。

当社およびイオン九州は、それぞれ、当該第三者算定機関による算定結果を参考に、かつ相手方に対して実施したデューディリジェンスの結果等を踏まえて、それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社の間で合併比率について慎重に交渉・協議を複数回にわたり協議を重ね、決定いたしました。

(3) 当事会社の概要

	吸収合併存続会社
(1) 名称	イオン九州株式会社
(2) 所在地	福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 柴田 祐司
(4) 事業内容	衣料品、食料品、住居余暇商品、ホームセンター商品等の小売事業
(5) 資本金	3,161百万円
(6) 決算期	2月末
(7) 売上高	205,477百万円
(8) 当期純利益	296百万円
(9) 純資産	14,147百万円
(10) 総資産	98,911百万円

(注) 2020年2月29日現在。

6.A S九州合併に係る事項

(1) A S九州合併の吸収合併消滅会社の状況

	吸収合併消滅会社
(1) 名称	イオンストア九州株式会社
(2) 所在地	福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 平松 弘基
(4) 事業内容	衣料品、食料品、住居余暇商品、ホームセンター商品等の小売事業
(5) 資本金	10百万円
(6) 決算期	2月末
(7) 売上高	46,032百万円
(8) 当期純損失	▲2,462百万円
(9) 純資産	8,194百万円
(10) 総資産	22,209百万円

(注) 2020年2月29日現在。

7. 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引等として処理する予定です。

(店舗譲受について)

当社は、2020年2月14日開催の取締役会決議に基づき、株式会社レッド・キャベツ（以下「レッドキャベツ」といいます。）より、2020年3月19日付で、賃借人としての地位承継又は不動産売買契約により、レッドキャベツの店舗を10店舗譲受いたしました。

1. 不動産譲受の目的

福岡県を中心にスーパーマーケット事業を展開するレッドキャベツの店舗不動産を譲り受けることにより、当該エリアでの当社の食料品販売シェアを高めるとともに、当社の持つ商品仕入ルートや物流システムを統合することにより、よりローコストな運営体制を実現することで、収益力を高めることを目的としております。

2. 譲受する相手会社の名称

株式会社レッド・キャベツ

3. 譲受資産の種類と譲受前の使途

レッドキャベツ10店舗の土地、建物、什器備品等の営業用資産及び転貸用資産一式。

4. 譲受の時期

2020年3月19日

5. 譲受価額

単位:百万円

	譲受価額
土地	2,080
建物	329
什器備品	306
計	2,715

6. その他

当社は、10店舗の店舗譲受のほか、2020年3月19日付で、レッドキャベツの店舗3店舗を賃借しています。